### 會學濟經學大國帝都京

# 叢論際經

**號一等** 卷八十四第

月一年四十和略

作田博士還曆記念論文集

平六 月 二十十一日第三种郭便物語可不容易一次的 电对十四年一月一日数行路 网络一年一月一日 發行 计温度 经济 医十二二十二级

.

禁轉 載)

<ul><li>経済學博士 本 庄 榮 治 郎 … 元</li><li>経済學博士 本 庄 榮 治 郎 … 元</li><li>経済學博士 不 庄 榮 治 郎 … 元</li><li>一 本 庄 榮 治 郎 … 元</li><li>一 本 庄 榮 治 郎 … 元</li><li>一 京 。</li></ul>	「日本的」なるものゝ意義及ご探求に就て	印度に於ける國民的産業能率の選滯性に就て	産業組合の耕地管理	理論學としての日本經濟學	日本經濟史研究の發展	東亞民族の形成	日本的學問の文化史的意義及ご基本的諸典型		作田莊一博士稿「日本經濟學の正體」	作田莊一博士肖像
川塚木口庄田田	濟學	濟 學	經濟學博士	經濟學博士	經濟學博士	學 博	學,學	,		
- 銀	中	大	八	谷	本	高	米		:	
元		塚		口		田			;	
助朗助彦郎馬郎	典之	_	万之	井	宋治	保	太			
卷	助	朗	助	彦	郎	H	郎		:	:
	: <del>=</del>	; <del>=</del>	-ft		: : :=	:	:		:	:卷

支那の社會成層	農山漁村財政の五箇年記錄	國事資金法の提案	日本共同體經濟學の建設者佐藤信淵	歴史學派に於ける國民經濟の概念	保険思想の發展	我國に於ける預金通貨統計の發達	明治時代農村手工業の消長	資本主義と支那事變
法 學 博 士	經濟學博士	經濟學博士	經濟學博士	經濟學士:	經濟學士	經濟學士	經濟學士	經濟學士
財	沙	小	石	白	佐	中	堀	柴
部	見	島	Л	杉	波	谷	江	田
靜	=	昌 太	興	庄	宜		保	
治	息		興 二 ::	剧	<del>攻</del> :	實 :	藏 :	敬
六	郎…	· 三 克 九	· 三七	$\stackrel{\cdot}{=}$	一九三	· 一汽	· 폴	

#### 產 業 組 合 0 耕 地 管 理

木 芳 Z 助

八

第三 た農地 その j 管 型 現 作 所 は『農 經 有 理 が 在 地 る委託をうけ、 認 0 濟更生を圖 組 Ø 地 Ø 管理 所 B 我 を 合 地 られ 國 有 Ø 竝 は、 K 時 1 於け る。 産業組 にその管理を ょ 畤 一つて徐 0 牽. 的 ても行い 卽ち第 業組 る産 組 所有型に 合 合 合組 薬 は更にそ K に購入して、 組 10 は は 組 被等を自作農たらしめんとするもので 22 織 合 然かも 組 して、 7 合に移し、 て 小 の管理 よる 織 る 作 によ る<sub>17</sub> 地 產業組 村外 組 + Ø る耕 第二 する耕地 合員たる地主又は自作農の窮乏、 地 管理 更に組 利 は『部落共 用 地 Ø 型に 管 流出を防 事業として行は を組 織 合より 理 L 合員 て、 卽 有 組 ち 止 地 ź 一合員たる部落民に之を耕作 たる小作者に耕作 産 Ļ O 業組 Ø 管理型に 上 ح れてゐる外に、 限つて、 合 九 地 ある。 は組ん を元 利 用 して、 合員 事  $\emptyset$ 若く 業 ح 小 利 た łζ 作者又は自作者 7 、ばそれ 部落單 で 從 崩 る は は 來 せしめるもので 地 大體に 主より 士 部落 に基く負 地 利 位 用せ 利 Ø 一於て區 其 申 用 Ø に耕 しめ 共 合組 Ø 組 低整 有 所 合 るし あ 莂 合組 又 有 Ø 作 る。 第 はま z 利 す 班 る耕 るべき三つ に 總 織 用 O 際 7 ح Ø 받 有 た 型 る Ļ あ て 地 Ø し を管 たる Ŋ 種 ಶ್ಠ あ Z O

理

0

小

地

0

「小作地

Ø

管理

一型』をとりあげ、

合

組

ĺΖ

よるも

Ø

17

之を

研

乳の

對

象とする。

ح

Ø

土地

利用

組

合

0

第

깯

た

る小

作

地

Ø

管

理

型に

ぁ

b

ć

は

近代

士:

地

所

有

權

Ø

分解

作

用

17 卽

L

て、

所

有

權

0

この點については拙稿、耕地管理組合に就いて一兵庫縣下の耕地管理組合を中心として一(經濟論叢、第四十四卷第五號)参照 2) この第三の型の 1) 土地利用組合については、拙稿、土地利用組合の一つの型(經濟論叢、第四十 七卷第四號)參照

1: 共 階級的なる第三者の立場にたつて、 主 組 所 法 とに努めるものである。 櫊 料 の放窓を警めて、 對小作人の直接的 合は共の管理する耕地を組合員に小作せしめること」なる。 有する組合員は組合區域内にある其の所有地は之を總て組合に提供して其の管理を委託すること、なり、 能 利用者より 減免査定の簡易化、 Ø /E 稰 たる管理 相耳 納付すべき小作料等を決定するものである。 00 利便 權 兩者間 なる土地賃貸關係の間に、 能 を土地 三安定とを期 耕作 の利害の調和を圖るものであるから、 者 所有者の手より組合に移し、 Ø 地位の 地主・小作兩者に對して、 1 安定、 以三屆香間 組合が耕地の管理者として介入する。 小作料支拂方法 の親善融和を闘り、 組合はこの管理 從つてこの種の土地利用組合を設立すれ 或る點に於ては其の利益を圖り、  $\langle \mathcal{O} \rangle$ されば此の種の土地 統 /]\ 作條件の合理 化等を圖ることによつて、 併せて組合員の生活の安定と編 欋 能 K .基い 化 利 一耕地 就中、 而してこの場合、 用組合に於ては、 小作料 Ø 利用 耕地 或る點に 者竝 Ø 公正 ば に関 從來 組 10 利の に於ては 合は 耕 利 16 する 更に 並 用 增進 Ø 小 超 を 力 地 地

名、 茲では、 所在地、 こ の 組 合設立年月、 第 型に屬する 止. 地 主なる土地利用組合十七を選び、 利用事業開始年月、 組 合の管理 地面 とれを檢討することしする。 積、 土地 利用事業開始の動機等を簡單 先づ此等 の組 K

表として示すことゝする。

於て實施せられ 余土村産業組合を以て嚆矢とするが、 左 に掲げる第一型に屬する十七の土地利用組合に於て耕地管理事業が實施せられるに至つたのは、 たのである。 從つて此の種の耕地管理事業は、 爾 餘 の組 合に於ては 小作争議が全國的 小作争議を未然に防止すること、 に擴大するに至つた大正末年以 若くば旣に激化 大正三年の 後に

### 第 表 第一型の土地利用組合

							- THE		
電保証 三 方	質性 尾崎	質保 任鑑 山 - 峪	景保盤 國 府	質保 任證 日 高	實保 在 能 坂	養保 任證 中 津	寶保 任證 万: 戶	實保 任部 人 舞	組
土 地 利	村信購販	信購販	信 購 販	信	信 聯 販	信 販 購	信販	信 時 販	合
用 組 合 ———	利 組 合	利 組 合	利 組 合 ———	利組合	利 組 <del>合</del>	利 組 合	利 和 介	利 組 合	名 `
三兵 方庫 村縣 宍	尾海犀村津	山崎町宍	國兵 府庫 村城	日兵 高 町 城	熊修靜 坂繕尚 寺縣 町田	郡神 中奈 津川 村縣	五青年本町縣	清北 水海 町道 上	所在
栗郡	名郡	栗郡	临郡	心崎郡	大方 字郡	愛甲	戶 郡	加郡	,地
大區	明罕去	大公	昭 0-1	 大 た	大三	大六之	昭云北	大豆	設立年月
大 云:	昭 三 三	大事10	昭 0•	大三	昭三三	昭三	127 	昭二.	年事土 業地 開利 月始用
团]	全炯 地	田	囲	<u>F1</u> ]	<b>宅炯田</b> 地	全山畑田 地林	如	全原炯田 地野	一昭台の
児·七八二七	示·■ 0•至00 至000 三	#11•0<00		10世-六九00	至 至 至 至 至 至 一 二 三 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	で 0・ 型 型 型 型 の の の の の の の の の の の の の	911-KUNO	三、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	現在年)
一を閉始す。 (小作事議の防止と地注小作者間の国議なる協調を置るため本事業	(な行いたるか、昭和四年に産業組合に移管すっ)、小作事識防止のため、最初は部落単位の甲合組合として耕地管理)	一作の相互安定を闘るため・土地利用事業を明始する一件の相互安定を闘るため・土地利用事業を明始する「地主・小一会薬都に防止し、地主・小	「合を設立したが、昭和十年一月に産業組合に移管する「昭和三年十月に南部耕地管理組合、北部耕地管理組合の二申合組」で、農業收益分配の公平を制し、地主・小作間の説和を置るため、「健衆の検見小作は小作料收納上緊報にして種々の警害を伴ふを以	【弦解に土地利用組合を絶せるら、十四年一月に産業組合に統一する「用事業を開始す。余土村至業組合を参考とすっ大正十二年より部一家起する傾向偏原となりたるを以て、之を未然に防ぐため土地利(欧州大戦後の経濟界並に思想界の顧動に件の本町にも小作事業を	一利用組合によつて、地主・小作の協商を闘つた。 お局土地にて入る水害を要保を行いたるも、その成績ようしからず、結局土地にて入を支配せるため場主・小作の關係が固摘ならず、大正十二に対して交配せるため場主・小作の關係が固摘ならず、大正十二に対して対していました。	(五一町歩に本村の耕地野翅組合より之が管理を委託さる、「「「「「「「「「「「「「「「「」」」」」」をの安定を闢るため、土地利用事業全開始すら管理田のうち六二、「「「「「」」」が、「「」」、「「」」、「 「 」」、「「」」、「 」」、「	「工土地管理事業を始む。 り、従つて振神監禁となる傾向にある。この警害を防止せ入としり、従のて振神の子が全間の前期小権料)が三十回位に返せりに、 ・規制・反歩の権利・デン・年間の前期小権料)が三十回位に返せりに ・華、農家の元別に小作程をよれば、小権科が高騰する。畑作では、 本町に於ける耕地の大部分に大地主戦人の所有に隣し、小作科高	(土地を借入れ土地管理を始む。) はいる情人によりの関連を図るため食社よりの対撃を失く。その対策として組合員の関連を図るため食社とにより対撃を失く。その対策として組合しているとなる。大正六年土功組合を起して小年明治製断株式育証の所有となる。大正六年土功組合を起して小年制合の管理地に元、十勝関準育社の所在地なりしが、大正十四十年制合の管理地に元、十勝関準育社の所在地なりしが、大正十四十年	土地利用事業開始の動機

合 戜 が 府 管 Ç た あ 理 る す ŋ 柏 小 作 原 る 耕 五. 爭 氽 + 議 地 町 土 面 ~ 步 積 圓 Ø 以 六 は 滿 組 下 K 合 組 0) 解 耕 で 合 決 地 あ 17 す を管 ょ ると n 0 7 理 五. ع 差異 7 + を直 る 町 Τ'n 組 を 接 合 立 示 0 白 重 は 目 때 が 的 步 五 ے して、 F 0 百 耕 叮 熊 步 地 實 坂 を 以 管 Ł 施 Щ 理 0 世 腑 耕 す ら る 地 n 組 を管 尾 た 崎、 合 b 型 は 0 と見る 寸 天 小 る 順 組 西 合 ح 鄕 は ٢ 野 外、 が 波 人 出 舞 多 今 來 出 江 る。 中 Ø 此 七 深 津 等 組 江 合 Ø 日 Ø で 四 髙 組 組 あ 合

業組合の耕地管理

産

る

\_

ある。 以て組 用組 等に關してゞある。 ける立毛審査並に減発率の協定、 係等を多少異にする敷部落を含む場合には、 合長が囑託するものもある。 正なる處置をとり得るからである。この委員の選出方法は關係者の互選によるものが多いが、 員會に參加せしめる所以は、 とする。 るものであるから、 社合には との土 織する。 土地管理委員會 この委員會は組合員たる地主・小作農及び自作農から夫々同數づゝ (三名乃至十四名) 互選せられた委員を 個の土地管理委員會を設置するのが普通であるが、 地管理委員會の主なる任務は、 との耕地管理事業については、 その ために一 ح Ø 委員の任期は一般に二ヶ年乃至三ヶ年で、 自作農委員は地主の利益にも、 種の土地利用組合は第三者の超階級的立場から、 般産業組合の役員たる理事及び監事の外に、 (4)利用上の注意及び指導、 (1)利用料の査定、 各部落に支部を置き、 自作農は直接關係を持たないが、 また小作の利益にも偏せず、 (5)區域内に於ける爭議の仲裁、 (2)利用料の收納に關する事項、 併し組合區域が比較的廣く、 各支部毎に土地管理委員會を設置するものも 再選を妨げないこと」してゐる。 土地管理委員會を組織 地主小作間の問題を公平に處理す それにも拘らず、 第三者として比較的 (6 備凶積立米の處 組合によつては組 (3)以作の場合に於 小作關係や水 自作農をも委 するを通例 + 利關 地 利 公

定である。 る小作料を改定して、 土地利用料(小作料)の査定 蓋しこの種の土地 公正なる統一 利用 組 のとれた新小作料を査定することが必要となるからである。 合は小作料の分配過程を合理化せしめる組 土地管理委員會の事業として最も難關なるものは土地利用料たる小作料の 織であるか Š, 先づ舊來の この小作料査定 區 ķ 杳 た

段か ては②の各筆耕地の等級化の方法のみによつて、小作料そのものゝ水準低下と同時に小作料の統一化を闘る組 各等級耕地 て、舊來の小作料そのもの、水準の低下を闘り、②次に舊來の小作料は組台區域内に於ても甚だしく不均等で區 くして小作人は何れ 々であるから、 目標は、 の等級に區分し、 ①先づ所謂生產費を基準とする公正なる小作料の算出方法によつて新基準となる平均小作料を確定し の小作料の總和をして、 そこで各耕地の耕作上の便否十五點、 の耕地を小作するも利不利のないやう、 それぐ一の等級の耕地に對しては其の小作料に一定の格差を付し、 ①の反當り平均新基準小作料に耕地總反別を乗じたる積 地質十點、 組合區域内の小作料統一化を圖る。 乾濕五點等々の採點標準によつて、全耕地を幾 かくして決定せられ に均 併し組み しか らしめ、 合によつ た **ታ**ነ

先づ(1)及び(2) Ø) 兩方法によつて利用料の査定を行ふた組 合の事例を左に示すであらう。

もある。

料たる一石四斗三升の一割三分減となつてゐるから、實收舊小作料は一石二斗四升四合(乙)である。 年の反當り收量は平均二石三斗を示すも、 地 の支出步合四三%を乗じて得たる一石七升五合を以て理論上の小作料(甲)とす。次に旣往十ケ年の平均實收小作料は契約小作 十二錢(土地資本利子三十間、 (勞賃四十一圓三錢、諸材料費十二圓九十一錢、農具費一圓三十四錢の合計)その步合五七%を見出す。 平均たる一石一斗五升九合を新基準小作料とす。 )日高組合では先づ稻作一反歩常り地主及び小作の支出歩合(日高町農會大正十二年調査)を算出し、 乾濕五點の採點標準により、之を甲乙丙の三段に分ち、更に之を上中下に區分し、 公課九圓九十七錢、其他一圓十五錢の合計)その步合四三%、小作の支出額五十五圓二十八錢 作人の努力により二斗を斡收するは容易なるを以て二石五斗を標準とし、 かく反當り新基準小作料が定まれば、全耕地につき、 失々の等級の耕地に對し、 この(甲)及び(乙)小作料 また統計調査によれば平 地 耕作の便否一五 主の支出額四 之に地主 そ 圓

積

均

Ū

からしめる方法によつて、

小作料を統一化す。

Ø 作 料に一 定の格差を付し、 かくして決定される各等級耕地の小作料の總和をして、 新基準小作料に耕 地總反別を乘じた

否、 牧小作料のうち最高、 (b)爾小作料の平均一不一斗三升五合を新著準小作料とす。夏に谷耕地を積々の耕作條件(地味、 を得る。 地改良費) 國、府、 耕地の廣狹)に基き十六等級に等差を定め、日高組合と同樣の方法で小作料の統一化を圖る。 而して反常り収量二石四斗に地主の支出歩合四五%を乘じて理論上の小作料一石八升(a)を得。 組合では稻作一反步當り地主及び小作の支出步合を算出し、 その歩合四五%、 最低の二ケ年を除きたる 平均實收小作料(b)たる一石一斗九升(平均一 小作の支出額五十八圓九十錢(種子、 **農具、** 地主の支出額四十八圓九十五錢(土地資本利子、 材料、 肥料、勢力及び畜力の諸費)その歩合五 割六分五厘減)を算出し、 瀬排水の 次に旣往七ヶ年の 良否, 耕作上 公租 a O) 五. (E 實 %

災害有無五點、 準小作料を定め、 二〇點、交通便否二〇點、 用組合費、 (3)その步合五六%を得、 .西鄕組合に於ては日高組合の例に做ひ、 小鴨組合に於ては稻作一反當り地主及び小作の支出步合を算出し、 土地修繕費)その歩合四四%、小作の支出額五十四圓十二錢(苗代費、 日照良否五點、 次に各耕地の耕作條件、 反當り收量に地主の支出歩合を乗じて基準小作料を算出す。 水利良否一五點、 計百點の採點方法により之を十二等級に分つて、小作料を統一化す。 即ち地質四〇點、土地乾燥一五點、交通便否一五點、 稻作一反步當りの地主支出步合四五%、小作者の支出步合五五%を算出して、 耕作難易一○點の採點方法によつて十二等級を定め、 地主の支出額四十二間七十八錢 本田費、 更に各耕地につき地質三五點、 收穫調製費、 水利一○點、 小作料の統一化を躓る。 (資本利子、 問定資本銷却費、 耕作難易一〇點 諸公課 土 地 髙 乾 諮

庫管理費その他)その歩合四七%、 を乗じて得たる一石一斗二升八合を以て理論上の小作料(a)とす。次に旣往五ヶ年の平均減兎步合は一割一分六厘にして、そ して過去の反當り平均收量二石三斗を二石四斗に斡收するは容易なるを以て、 組合では稍作一 反歩常り 地主及び小作の支出步合を算出し、 小作の支出額四十九圓五十錢(種子代) 地主の支出額四十三圓九十錢 肥料代、 **農含費、** この二石四斗に 農具費、 (土地資本利子、 公課) 地 Ť. その歩合五三%を の支出歩合五三% 公課、

寶收平均小作料は一石一斗八升(b)なるを以て、この(a)(b)爾小作料の平均たる一石 更に各耕地につき耕作の便否一五點、 地質一○點、乾濕五點の採點標準により、三十一等級に分ち、小作料の統一化を 一斗五升四合を以て改定基準小作料

次に②の各筆耕地の等級化の方法のみによつて、小作料そのもの~水準低下と同時に小作料の統一化を圖 る組

## 合の 事例を左に掲げよう。

圖る。

料は を統一す。一等田の反當り小作料は玄米三斗六升、以下順次三斗三升、三斗、二斗七升、二斗四升とす。一等畑の反當り小作 ①人舞組合では土地利用委員が諮種の耕作條件に基いて、水田及び畑地を夫々一等地より五等地までの等級に分ち、 大豆六五斤とし、 以下順次六〇斤、五〇斤、四〇斤、三〇斤とす。

作料

- (2)五戸組合では舊來の反當リ小作料大豆二斗五升を二斗に引下ぐ。
- 斗 良否等を参酌して、耕地を五等級に分ち、小作料を統一化した。即ち一等田一石四斗、以下順次一石三斗、一石二斗、 水出 (3)「中津組合では水田の小作料は從前の確定小作料通りとするが、畑地に於ては舊來の小作料の五分とす。・・・・ 一石とする。 の大部分は耕地整理地なるを以て、 この工事完了の際、小作料査定委員を組織して、 耕土の深茂、 灌漑の便否、 但し中津組合の答 石 位置

理

ち、 仏熊坂組合では明治三十一年四、 一等田の反當り小作料は一石六斗、 月の同部落の改正小作料を基準として小作料を定む。 三十等田の夫を三斗八升とす。 當時の改正 ~ は小作 用を三十等級に分

分五厘乃至一割六分の減額を行ひたるものとある。後者の場合には地質一三點、土地の乾濕一○點、 (5)『山崎組合では部落により從來の小作料より一割二分五厘を全部に亘り減額したるものと、、、、、 排 地 耕作の便否七點の採點方 筆毎に小作料を査定し七

(6)尾崎組合では舊來の小作料により改訂せず。 法により三十等級に分つ。

産業組合の耕地管理

(7)三方組合では耕作の便否、 濫排水の良否、耕土の深淺、日光の良否を標準として、實地につき一節毎に査定して小作料の

統一化を闘る。

と定む。

採點方法により、 (B)柏原組合では各耕地につき地質三○點、 耕地を六十等級に分ち、 一等田の小作料を反常り一石七斗二升、 水利の良否二○點、耕作の便否二○點、 六十等田を五斗四升とし、 土地乾燥一五點、 日常りの良否一五點 各等の差を二升

を對照し、 整理完了のとき換地交付精算上公定したる定米)と現在定米(常時地主小作者間に契約實施のもの)とがあつたから、この三者 る際には委員總會で適當に處理す。 方法で確定小作料を決定す。 (9)余止村組合では三大学たる保覚、市坪及び余月により、その小作料査定方法を多少異にするが、先づ余月では各耕地についいい。 三十二等田を九斗とし、各等の差を三升とすることによつて、審査小作料を決定す。而して本村には外に整理定米 地質一二點、 その内最高額のものを除き他の二者を平均したるものを以て確定々米とし、 排作便否一一點、 乾潔八點の採點方法により、 大字市坪及び保覓でも整理定米、現在定米、査定々米を各筆毎に調査し、保発と大同小異 耕地を三十二等級に分ち、 從來のものに比し甚しき差異を生じた 一等国の小作料を一石八斗三升と (耕地

たるときは現在定米に据置き、 議で適當に處理す。 (10)今出組合では耕地 一筆毎に地質、 一斗以下の差を生じたるときほ之を二分して增減し、一斗以上の差を生じたるときは調査員合 乾濕、 耕作便否等より審査定米を決定し、之を現在定米と對照し、 一升以下の差を生じ

(11)波多江組合では各耕地につき、 收量の多寡二五點、 地租その他の公課二五點、 從來の小作料二〇點、 上地の肥瘠 一五點、

耕地の便否一五點の探點方法により、小作料を改訂す。

(12)

る小作料の査定によつて決定せられた改訂小作料、 その總額、 改訂小作料と舊小作料との比較等を示せば

深江組合では各筆耕地につき地質、水利、交通、作柄を調査し、之に基いて小作料の統一を行ふ。

左の如くである。

料

853.00

B

1割減

産業組合の耕地管理

組合

深江組合中田

上田

下田

 $\frac{1.40}{1.00}$ 

0.80

ドウの差額地代の概念より小作料を算出すべきかは、 低下率は五分乃至二割の間にある。 改定小作料は從來のものよりも幾分引上げられてゐるが、 而してこの小作料の改定に際しては、今出組合の如く開墾年代の比較的新しき新田を含むところでは、 とその統一化とを聞るべきであるが、①の基準として所謂生産費を基準とする公正小作料によるべきか 斯くこの種の土地利用組合に於ては、①小作料そのものゝ水準低下と、②小作料の統一化とが闘られてゐる。 而して小作料の改定に際しては、 尙ほ研究を要する問題である。 それ以外の組合では一般に小作料は低下せられ、 (1)及び(2)の方法を併用して、 小作料の低下 部分的 ŋ その לכ 1

受けた場合には、 폭 利用料(小作料)の減免 利用者たる小作人が收穫前(十月位)に組合に申出ると、 組合の設立後に於ても、 風水旱害、 病蟲害その他不可抗力によつて作物が被害を 土地管理委員が出張して立毛を檢見し、

場合によつては坪刈を行ひ、減発規程に從つて相當額の減発をなすのが通例である。

- ⑴人舞組合では組合總會で選定された五人の土地利用委員が檢見の上減免額を決定する。
- 決定する。この減免の基準は、 (中津組合では滅兒査定は中津村全般の方法による。) 收穫高二割減の場合は一割引、 即ち村農會で自作農よりなる委員を設け、 三割減の場合は二割引、 四割減の場合は四割引とす。 地主小作間の諒解を求 かて
- 小作四分を得る。 (3)『熊坂組合では組合の協議員立會の上坪刈を行つて減免率を協定する。但し協定ならざるときは刈分とし、・・・・ 地主六分に對し
- స్త は肥料代三斗、 (4)この場合には先づ小作人に最小得米を先取せしめ、 ]日高組合では減免の査定は利用者得米 農具費償却一斗、 田鋤賃二斗を標準として立案せるものである。 (反當收量より利用料を控除せる殘額が) その殘額を利用料として納付せしめる。この最小得米を六斗と決定せ 但し收量調査は對角坪刈法による。 平均六斗を下る見込の場合に限 之を行

⑤闕府組合でも減免査定は日高組合の方法による。但し利用者得米は之を五斗とす。

免表に照し機械的に減免額を決定す。 (6)、尾崎組合では減免申出あるときは、 但し反常收量六斗五升以下の際は小作料は全免とす。 土地産定委員の合議審査又は坪刈審査の方法によつて實收量を確定し、 組 合備 竹 Ø) 减

量が反觜利用料に其の五割を加へたる額よりも減収したる場合には其の差額を決定し、之を組合より補償する。 八斗五升を超過するを得ない。 ①三方組合では、減免審査方法は立毛に付き又は對角坪刈法により一筆毎に實地踏査の上これを行ひ、 この補償をなすため組合經費の内より一定額の備凶積立をなす。 當該耕作 但し補償 地の反常収

2柏原組合では平年作より二割以上減收の場合に限り、委員會で減免査定を行ふ。

年收量より一 雕じて分配すっ (9))小鴨組合では減收一割五分以上と認めたるときは耕作者の申出により、坪刈その他の方法で牧量を確定す。 割五分以 但し免租 上の減收なることが確定すれば、その貨收量は地主小作間に夫々の出資比率(地主四四%)、 の際は収穫物は全部耕作者の得分とす。 その結果、 小作五大写) *2*5.

西郷組合では平年作より二割五分以上減收の際には、委員會で減免額を協定す。

ときは七斗五升、 即ち反常収量二石のときは小作者得米を九斗とし、以下同様に一・九石のときは八斗五升、 地 (11) (10)主小作は之を折半し、四斗以下のときは全部小作者の得米とす。 、野外組合では減收の際は利用者の申出により委員立會の上で賞收量を確定し、組合規程の減免表に照し減免額を決定する。 一・六石のときは七斗とし、反當收量一・六石以下のときは小作者得米は六斗五升、反當收量一石以下のとき 一・八石のときは八斗、 -七 石

主任が減発額を決定す。 (12)、余土村組合では平年作を反當二石六斗と定め、それ以下の減收の場合には坪刈檢見を行ひ、、 平年作と比較して、 <u>+</u> 地 利 用

料代及び勞賃として利用者に先取せしめる。 (13)減発率を決定す。 今出 組合では利用者 但し反當り二石八斗以上 O Ħ 出の有無を問はず委員に於て の牧量あるものに對しては減免をなさず。減免に際しては反常リ八斗以上を肥 管理排地 を一筆毎に 毛見し、 上中下三ケ所位の耕地に 付坪刈を行

業組合の耕地管理

(14)波多江組合で は査定委員が耕地各筆毎に立毛檢見、 坪刈を行ひ、 その年の收穫高を確定し、 平年作 と對照して減免步合を

積立 7. 差額を組合の備凶積立により補償する仕組とすることが窒ましい 今出組合の 夫々の出資歩合に應じて分配することも簡便なる一方法である。 定に際し、 よつて收 は減免をなすことが不可缺となる。 により、 **Ø** (15)深 江 種 の土地 景 組合では平年作以下の場合には、 所謂生産費を基準とする公正小作料を算出する場合には、 如 が確定すれ 利用者の最小得米は之を如何なる凶作でも保障し、 く反當り八斗位の最小得米を利用者に確保せしめることが必要である。 利用組合が小作料の改定をなすも、 ば 直ちに減発額を機械的に決定し得る仕組となすことが簡便である。 この場合(1)組合で豫め減免率表を作成し置き、 査定委員に於て收量を査定し、 之を著しく低下せしめることは困難であるから、 若し収量がこの最小得米に速せないときは其の (3)凶作減発に際し小作人の生活を保障するため 組合理事會で減免步合を決定す。 減発の際にも、 收量は之を地主・ 査定委員の檢見又は坪 4)更に三方組合の (2)また小作 区 作に際 如く /**j**\ 作 料 川 0 已女 K

别 地提供者全體にとりても好都合である。 終つた十二月二十五日前後迄に組 してゐる場合でも、 々に持参する手數が省け、 小作料收納の合理化 小作料は製筆合計分を一括して組合に納入すればよい また之によつて小作人一人につき端米は一點だけしか出來ないことゝなるから、 利用料たる小 合の農業倉庫に持参するものである。 との小作米は各縣規定の生産檢查合格の普通米を以て納入するもので、 作料は組合の手で組合員たる耕作者より徴收するもので、 從つて小作者が製筆の から、 從前 Ø 如く敷人の地 組 合管理 收 Ī. 後調 Ø  $\mathbf{H}$ 住宅 を小 製が <del>J</del>: 作

米は、 普通以上の優良米を納入したる者には一定の獎勵米 費に充當するため手敷料として、 之を共同販賣に付して地主に計算するか、若くば倉庫證券を以て地主に計算をなす。 土地提供組合員たる地主より利用料 (格差米) を交付する。 石につき一升乃至三升 かくして組合の倉庫に納入された小作 組合は耕 (多くは一升) 地管理の を年

徴收するが、

利用者たる小作者よりは一般に之を徴收しない。

者より び耕作者より年々徴收する組合手敷料の餘剩 積立金をなし、 五、備凶積立 別 に利用料 凶作に備へる組合が多い。 この種の土地利用組合では組合員たる地主と小作人との融和を圖るため、 石につき夫々一升乃至二升を毎年徴收して之を積立てるか、 (經費支辦後) を年々積立てるか、 (2)または組合員たる地主及び (3)若しくば其他 (1)組合員たる地主及 一の方法で一定の 耕作

- 三千圓 販 賣代 人舞組合では、 金の一割を強制貯金し、 を豐凶の如何に拘らず收受し、之を組合員の社會施設費として用ゐる。 土地を提供せる明治製糖會社より、 凶作又は組合員家族の疾病の際に拂戾さる。 委託管理費として年額二千倒、 組合員たる耕作者は年額六間(秋 利用料徴収報酬として年 一回)及び牛乳 -F.
- ②五戸組合では備荒積立として組合員より任意貯金をなさしめつゝある。
- 3)中津組合では備凶積立をなさざるも之に準ずるものとして日掛貯金を勵行す。
- (4)熊坂組 合では土地提供地主より管理手数料として利用料の百 分 の五、 用水及び火番その他農事奨勵費として利用 0)

三を收受し、

これより管理費を控除せる殘額を備凶積立とす。

より二割以上減收の際には、 (5)E, 高組合では利用料一石につき耕地提供者より玄米一升五合乃至二升、 委員會の決議により、 利用料額に應じ小作人に配分す。この積立米の配分を受けずして契約期間 耕作者より一升を提供せしめ之を積立て、 平年

産業組合の耕地管理

満了せる場合には、

當時の小作人に之を配分す。

減收の場合に、 (6) 國府組合では耕地提供者及び利用者双方より利用料一石につき夫々玄米二升宛徴收し之を積立て、 利用料額に應じ利用者に配當す。契約滿了に際しては當時の利用者に交付す。 平年作に比し二割以上

差額を組合より補償す、 る利用料一石に付一 凶積立となし、 (7)三方組合では利用料一石に付耕地提供者より玄米二升、耕作者より一升を徴收し、之を組合經費に充當し、その殘額を備い、 既述の凶作の場合に於ける耕作者に對する補償にあつ。本組合では組合員たる自作農にして組合が假に決定せ 升五合を納付する者に對しては、 但しその額は六斗を超ゆるを得ない。 自作地 Ó 收量がこの利用料にその四割を加へたる額よりも少い時は其

積立額の八割以内に於て理事の定める額を利用者に給與す。 )小鴨組合では土地提供者より利用料一石に付玄米三升を徴收して之を積立て、小いい 凶作の際には利用者奬勵保護の Ħ 的を以て

て (10)は土地保護奬勵として現在の土地利用者に交付す。 .野外組合では五ケ年を一期として利用料一石につき 土地提供者及び利用者より 夫々玄米一升づゝ を徴收し、 |西鄕組合では利用料||石につき地主より玄米二升、小作者より||升づゝを徴收し、備凶積立とす。||、^^ 凶年に際しては利用者奨勵の目的で積立額の八割以内に於て利用委員の定める額を利用者に給與す。 積立期間滿了に際 備凶積立

#### =

間は五ケ年たる場合が最も多く、之に亞ぐものは十ケ年であり、三ヶ年たるものが一、二ある。 と土地利用者との間に賃貸借契約證書をとることを普通とする。 ・契約期間滿了後も、一般に賃貸借契約を更新することゝして、耕作者を保護してゐる。この場合、組合と土地提供者、 の種の土地利用組合では組合が組合員たる地主より耕地を借受け、更に之を組合員たる小作者に賃貸するもので、その期 併し何れも 特別の事由 和 合

この契約證書には⑴賃賃借期間、 (2)期間滿了後の契約更新、 (3) 利用 地 は組合の承諾を得ずして他人に利用 せしめないこと、

は牧 利 (4)約 بح 證書に 利 盆 (5)甪 占 災害による收 料 0 0) 利 如 は は 何に 用 縣穀物檢査合格の普通米を以て毎年十二月二十五日前後までに納付すること、 が (1)袮 拘らず 組 **松**合 合の 一種減收の場合には規程により減免をなすこと等を記載してゐる。 利用 と認め 承諾を得るにあらざれば耕作地 料の られるときは其年二月十日 全額を納付すること、 ③賃借地は契約 に米作以外の夏作を栽培せざること、 あれば異議なく 期間中と雖も 無償 組 合が 更に で返還すること等を記載 之を 仉 組 (2)合により、 し優等米には奨勵米を交付す 米作 地 主に返還するを要する 以外 組 Ø 夏作をなしたる 合對土 してむ 地 利用 カゝ 者 叉 Ł Ø /Ì 奖

らば何 化 濐 で 供 すべ して、 Ë は、 地 用 ļ 沓 Ė 處の きこと」なつでをり 豻 利 及 合園 生 利 用 ک۲ 耕作 <u>-</u> 者より 產 州 地を耕す 地すで カ O 者が 家族勞動 利用 向 豻L 0) 上に努めて بل 合に 距 地返還の 質数に 雕 参加 利 拁 籶 中出 ds 態じて排 「怠狀態等を参酌して委員會で之を決定し、 合より 又は脱退することは自 不 利の での たい 耕地を賃借するも あつ 坦 ことし各組合員の Ø) 過不足 た場合には、 の制節を強つてゐる。 H であるが 0) 迄に申出 は、 組合に於て利用希望者を申出でしめ、 耕地の交換分合を圖り 組 合員たる耕作者に限ることしなってゐる。 <u>H</u>, |組合に参加 . . 之によって小作料の 湘 合で L た 各組合員 J 1 地主は、 作料 の耕地を成るべ  $\vec{y}$ 0) 利用 その所有耕地を全部 統 <u>.</u>l., رج 11: 小 书 を問 作敷金を支拂ふこと の家族員数、 更に Ð < ĿĿ. 紕 ヶ 地利用 合區 耕 所に 組 11: 域 合に 灰 集 内 組 別 圑 提

凶 積 以上により第三型 立方法、 ΞI: 地 賃貸借契約の Ð 土地 利 用組 内容等に關 合について概説した。 しては、 更に批判を加 と の 組 合に ふべきである 於ける小 作料の改定、 が とれらに關しては一 小作料の減 発查 切これ 定 備

锕 記 本 桐 は日 **/** 史 本學 とを與へられた各土地利用組合の厚意に對し深き感謝の意を表する。 術版 興 會第二十 一小委員會に於ける調査報告 0) 部 分を爲すも 0) で ぁ る ے ムに調査資料の 捉 供 と質

他

日

Ø

機

會に譲ることしする。

1) この點に關し土地利用組合では定款により「組合員は理事の承諾を受くるにあらざれば組合區域内に於て所有する耕地を組合に提供せずして組合員外のものに耕作せしめ又は組合外より耕地を借り受け之を耕作することを得ず」と規定してゐるものが多い。